

LOGOSWARE STORM 体験版 ソフトウェア利用規約

ソフトウェアをインストールされる前に、以下の条件を良くお読みになって下さい。

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社（以下、ロゴスウェアという）が提供する本ソフトウェアをお客様が使用する際の条件を記したものです。

お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条（定義）

1. 「本ソフトウェア」とは、ロゴスウェアが、お客様に提供する Web コンテンツ作成ソフトウェア「LOGOSWARE STORM（シリーズ）体験版」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
2. 「本コンテンツ」とは「本ソフトウェア」によって作成された「LOGOSWARE STORM」形式のコンテンツを意味します。

第2条（目的）

本規約の目的は、ロゴスウェアがお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様が「LOGOSWARE STORM」形式のコンテンツを作成し、それを評価することを可能にするものです。この目的以外での使用は禁じられます。

第3条（使用許諾）

1. ロゴスウェアは、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権を許諾します。
2. 「本ソフトウェア」をインストールできる機器は、クライアント端末、もしくは VDI 方式によるデスクトップ仮想化を提供するサーバーに限定されます。
3. お客様は、一つのクライアント端末および一つのデスクトップ仮想化環境上の「本ソフトウェア」を複数人で共有することができます。ただし、同時に使用できるのは一人に限られ、複数人が同時に使用することは禁止されます。

第4条（本ソフトウェアの権利関係）

1. 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、ロゴスウェアに帰属します。
2. お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

第5条（作成されたコンテンツの権利関係）

1. 「本ソフトウェア」を使用して制作された「本コンテンツ」の知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、お客様に帰属します。
2. 「本コンテンツ」の利用目的は、「本ソフトウェア」の評価のみに限定されます。また、お客様は「本コンテンツ」の複製を行う権利を有します。

第6条（禁止事項）

1. 当社から許可されたライセンス数以上の端末およびデスクトップ仮想化環境に「本ソフトウェア」をインストールすること。
2. 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
3. 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップロード等の方法で複製すること。
4. 「本ソフトウェア」をネットワークを介するなどして複数のユーザが同時に使用すること。
5. 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
6. 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
7. 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

第7条（免責）

1. ロゴスウェアは、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
2. ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. ロゴスウェアは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. ロゴスウェアは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。ロゴスウェアは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、それによりお客様に損害が生じてもこれを賠償することはありません。
 - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
3. ロゴスウェアが本条第 1 項の表明及び確約に違反した場合、お客様は何らの催告をすることなく契約を解約する事ができ、それによりロゴスウェアに損害が生じてもこれを賠償する事はありません。

第9条（準拠法等）

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

改定

-02: 2017年2月8日

- ・ 第7条第2項 「ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き」を追記

-03: 2018年5月28日

- ・ 第3条 仮想環境での利用について追記
- ・ 第8条 (反社会的勢力の排除) 追記

-04: 2019年9月9日

- ・ 第1条 (定義) 第1項 「STORM Xe」に対応できる様、文言調整

-05: 2020年2月7日

- ・ 第8条 (反社会的勢力の排除) : 3項追記

-06: 2020年7月20日

- ・ 第8条 (反社会的勢力の排除) : 2項文言追記

-07: 2021年5月31日

- ・ 第6条 (禁止事項): 仮想デスクトップ環境での使用を可能とするために文言調整